

第184期 定時株主総会招集ご通知

 **開催日時**

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

 **開催場所**

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡
8階 彩雲の間

西日本鉄道株式会社

証券コード：9031

目次

■ ごあいさつ	1
■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 監査等委員でない取締役 5名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件	11
第4号議案 当社株式の大量取得行為に 関する対応方針のための新 株予約権無償割当ての件	18
■ 事業報告	35
■ 連結計算書類	67
■ 計算書類	69
■ 監査報告書	71

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、当社事業につきまして、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。「第184期定時株主総会招集ご通知」をお届けするにあたり、謹んでごあいさつ申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類移行からすでに1年が経過しています。社会経済活動の正常化も大きく進展し、人が動き集まる日常が戻ってまいりました。一方で、コロナ禍を経た世の中を見渡すと、脱炭素化や人権・多様性配慮といった環境・社会課題への対応や、人手不足、物価上昇への対応など、私たちには未だ多くの課題が突き付けられており、これまでの延長線上の考え方では太刀打ちできない、新たな時代を迎えています。

当社グループでは、長期ビジョン「まち夢ビジョン2035」の実現に向けて、第16次中期経営計画（2023年度～2025年度）に取り組んでおりますが、このような事業環境の変化を踏まえ、「新たなライフスタイルの需要取り込み」、「人的資本経営の着実な推進」、「資本効率を意識した経営の実践」等の着眼点を加え、第16次中期経営計画の最終年度目標達成に向けて、必要な施策の追加・修正を反映した「2024年度計画」を策定しました。

本年度は、天神大牟田線・貝塚線の開業から100周年となる年、そして、次の時代の福岡の街の発展の核となる新福岡ビル「ONE FUKUOKA BLDG.」が竣工を迎える象徴的な年となります。

当社グループが、地域とともに、サステナブルに成長する企業グループであり続けるために、2024年度計画を着実に推し進めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長執行役員 林田 浩一

※長期ビジョン、中期経営計画および2024年度計画の詳細は、当社ホームページに掲載しています。



(長期ビジョン)



(中期経営計画)
(2024年度計画)



株 主 各 位

証券コード 9031
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日：2024年5月23日)

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

西日本鉄道株式会社


代表取締役 林田 浩一
社長執行役員

第184期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第184期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

 当社ウェブサイト

<https://www.nishitetsu.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場 所	福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
3	目 的 事 項	
	報告事項	第184期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、 計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委 員会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針のための新株予約 権無償割当ての件

- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令および定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 円滑な議事進行とするため、株主さまからのご質問数等を制限させていただく場合がございます。
- 株主総会当日の報告事項のご説明の様子は、後日、当社ウェブサイトにて配信いたします。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会に出席される場合



開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会に出席されない場合



行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時受付分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて、議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。➔

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよ
つてのみ可能です。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り
いただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」
を入力不要でアクセスできます。

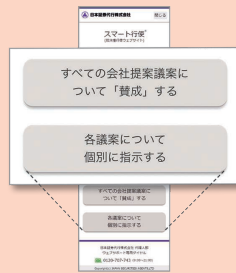
1 QRコードを読み取る



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る

2 画面の案内に従って賛否を入力



「スマート行使」による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

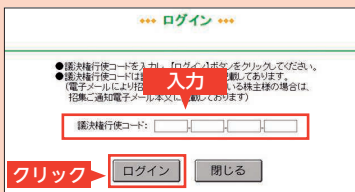
議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

1 ウェブサイトへアクセス

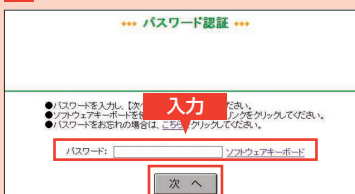
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまは、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人
日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

☎0120-707-743

受付時間 9:00~21:00
土曜・日曜・祝日も受付

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、安定配当を維持することを基本とし、今後の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保の充実等を勘案して行ってまいりたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、このような考え方のもと、業績等に鑑み、1株につき17円50銭の普通配当に当社鉄道開業100周年の記念配当としての5円を加え、1株につき22円50銭といたしたいと存じます。これにより、中間配当17円50銭とあわせた年間配当は1株につき40円となります。

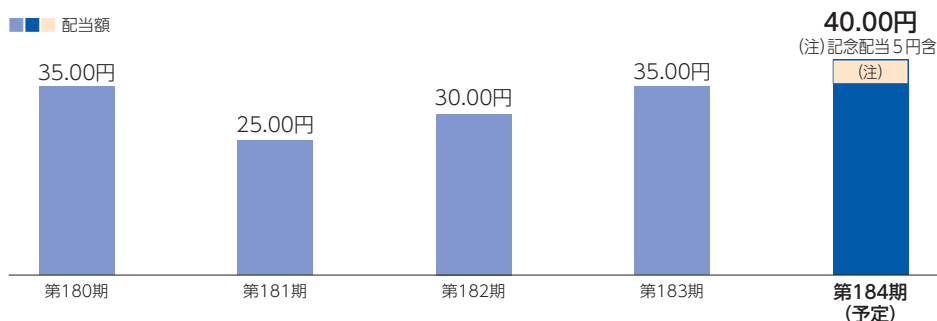
1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金22円50銭 総額 1,779,657,817円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	17,000,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	17,000,000,000円

(ご参考) 1株当たり年間配当額の推移



第2号議案

監査等委員でない取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役全員（5名）が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。
監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 ならびに担当および職務	2023年度 取締役会出席率
1	くらとみ すみお 倉富 純男 再任	代表取締役会長 取締役会議長	100%
2	はやしだ こういち 林田 浩一 再任	代表取締役 社長執行役員 業務全般 監査部担当	100%
3	とだ こういちろう 戸田 康一郎 再任	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（業務全般） 安全あんしん推進部、人事部担当	100%
4	まつふじ さとる 松藤 悟 再任	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長	100%
5	つの きくよ 津野 喜久代 再任 社外 独立	取締役	100% (注)

(注) 津野喜久代氏は、2023年6月29日開催の第183期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。



候補者
番号 **1** くら とみ すみ お
倉 富 純 男 (1953年8月13日生)

再任

略歴および地位

1978年 4月	当社入社	2016年 6月	当社代表取締役 社長執行役員
2008年 6月	当社取締役執行役員	2021年 4月	当社代表取締役会長
2011年 6月	当社取締役常務執行役員		現在に至る
2013年 6月	当社代表取締役社長		

担当および職務

取締役会議長

重要な兼職の状況

一般社団法人九州経済連合会 会長
 (株)九電工 社外取締役

鳥越製粉(株) 社外取締役
 (株)福岡銀行 社外取締役

所有する当社株式の数

14,200株

候補者とした理由および期待される役割

2008年6月に取締役執行役員に就任して以来16年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2013年6月に代表取締役社長、2021年4月に代表取締役会長に就任し、当社の経営を担うとともに、取締役会議長として当社の経営全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見に基づき、取締役会議長として、取締役会の適切な議事運営にあたることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

(注) 当社と同氏との間における特別の利害関係はありません。



候補者
番号 **2** はやし だ こう いち
林 田 浩 一 (1965年9月5日生)

再任

略歴および地位

1988年 4月	当社入社	2020年 4月	当社取締役 専務執行役員
2016年 6月	当社執行役員	2021年 4月	当社代表取締役 社長執行役員
2018年 4月	当社上席執行役員		現在に至る
2018年 6月	当社取締役 上席執行役員		

担当および職務

業務全般 監査部担当

重要な兼職の状況

(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役

所有する当社株式の数

10,100株

候補者とした理由および期待される役割

2018年6月に取締役に就任して以来6年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、2021年4月に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の業務全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見により、業務執行の最高責任者である社長執行役員として、コロナ禍を経て大きく変化した経営環境へ対応し、進行中の福ビル街区開発等の大型プロジェクトを力強くけん引するなど、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

(注) 当社と同氏との間における特別の利害関係はありません。



候補者
番号 **3** とだ こういちろう
戸田 康一郎 (1963年1月22日生)

再任

略歴および地位

1986年4月	当社入社	2020年6月	当社専務執行役員
2016年6月	当社執行役員	2021年4月	当社副社長執行役員
2018年4月	当社上席執行役員	2021年6月	当社代表取締役 副社長執行役員
2018年6月	当社取締役 上席執行役員		現在に至る
2020年4月	当社取締役 専務執行役員		

担当および職務

社長補佐(業務全般) 安全あんしん推進部、人事部担当

所有する当社株式の数

9,100株

候補者としての理由および期待される役割

2018年6月からの2年間、当社取締役として、また、2021年6月からは代表取締役として経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、2021年4月に副社長執行役員に就任し、当社の業務全般について社長執行役員を補佐するとともに、現在は安全あんしん推進部および人事部を担当しております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の監督機能および意思決定機能の強化を図るとともに、交通・まちづくり事業およびグローバル事業を率いる社長執行役員を引き続き副社長執行役員として補佐し、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

(注) 当社と同氏の間における特別の利害関係はありません。



候補者
番号 **4** まつ ふじ さとる
松藤 悟 (1964年9月5日生)

再任

略歴および地位

1987年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役 執行役員鉄道事業本部 副本部長兼営業企画部長
2012年7月	(株)西鉄ステーションサービス 代表取締役社長	2021年4月	当社取締役 執行役員鉄道事業 本部副本部長兼計画部長
2015年7月	当社鉄道事業本部副本部長 兼営業企画部長	2023年4月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る
2018年4月	当社執行役員鉄道事業本部 副本部長兼営業企画部長		

担当および職務

鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長

重要な兼職の状況

(株)富士ピー・エス 社外取締役

所有する当社株式の数

4,000株

候補者としての理由および期待される役割

1987年の入社以来、鉄道事業に従事し、現在は常務執行役員として鉄道事業本部を担当するなど、鉄道事業における豊富な業務経験と実績を有しております。

これらの経験や知見を基に、鉄道事業の安全統括管理者として交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会の監督機能および意思決定機能の強化が図られるとともに、鉄道事業の統括に活かすことにより、経営陣幹部として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

(注) 当社と同氏の間における特別の利害関係はありません。



候補者
番号 **5** つのきくよ
津野 喜久代 (1965年6月6日生)

再任

社外

独立

略歴および地位

2017年7月	九州電力㈱ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長兼計画グループ長	2022年6月	同社監査等特命役員
2018年6月	同社コーポレート戦略部門部長(グループ組織戦略)	2023年6月	同社執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長 現在に至る
2020年7月	同社ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長(労務)	2023年6月	当社取締役 現在に至る

所有する当社株式の数

600株

重要な兼職の状況

九州電力㈱ 執行役員

候補者とした理由および期待される役割

九州電力㈱の執行役員人材活性化本部長を務めるほか、同社における業務経験を通じ、人事労務や経営企画に関する豊富な経験や見識を有しております。また、2023年6月より当社の監査等委員でない社外取締役として、その経験や見識を基に有益な意見をいただいております。

サステナブルな成長を支える人材力強化の取り組みを進める当社において、その経験や見識に基づいた有益な意見をいただくこと等により取締役会における議論の充実が期待できるなど、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

- (注) 1. 同氏は、現在、当社の監査等委員でない社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社は、九州電力㈱と電力料支払等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満であり、後掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、上記責任限定契約を継続する予定です。

各候補者に係る役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないよう、被保険者による違法行為や犯罪行為等に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員でない取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（6名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

また、本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 および担当	2023年度	
			取締役会 出席率	監査等委員会 出席率
1	なが さお てつ や 永 竿 哲 哉 新任	専務執行役員	—	—
2	かわ はら ばた とおる 河 原 畑 徹 新任 社外 独立	—	—	—
3	しば と たか しげ 柴 戸 隆 成 再任 社外	取締役 監査等委員	93.8%	100%
4	き た むら まどか 喜 多 村 円 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100%	100%
5	まつ おか きょう こ 松 岡 恭 子 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100%	100%



所有する当社株式の数
4,700株

候補者
番号 **1** なが さお てつ や
永 竿 哲 哉 (1962年8月1日生)

新任

略歴および地位

1986年4月	当社入社	2016年6月	当社執行役員事業創造本部 副本部長兼事業開発部長
2001年7月	当社都市開発事業本部流通 レジャー事業部営業担当課長	2017年2月	福岡エアポートホールディングス(株) 代表取締役専務取締役
2007年6月	当社都市開発事業本部企画 開発部長	2018年4月	当社上席グループ理事
2010年7月	当社都市開発事業本部流通 レジャー事業部長	2018年7月	福岡国際空港(株) 代表取締役社長執行役員
2012年7月	当社広報室長	2020年4月	当社専務執行役員
2015年7月	当社総務広報部長		現在に至る

候補者としての理由および期待される役割

1986年の入社以来、主に都市開発事業や総務広報業務に従事し、専務執行役員および福岡国際空港(株)代表取締役社長執行役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験や実績と空港運営会社の経営者としての経験を有しております。

これらの経験や知見を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、候補者いたしました。

(注) 当社と同氏の間における特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数
0株

候補者
番号 **2** かわ はら ばた とおる
河原 畑 徹 (1966年8月3日生)

新任

社外

独立

略歴および地位

1990年4月	運輸省(現国土交通省) 入省	2016年7月	独立行政法人自動車技術 総合機構理事
2004年8月	日本貨物鉄道(株)総合企画 本部経営企画部副部長	2018年7月	国土交通省自動車局総務課長
2011年4月	国土交通省九州運輸局企画 観光部長	2019年7月	同省航空局交通管制部長
2012年9月	同省港湾局港湾経済課長	2020年7月	同省中国運輸局長
2014年7月	同省航空局交通管制部交通 管制企画課長	2021年7月	同省九州運輸局長
		2022年12月	日本生命保険相互会社顧問 現在に至る

候補者としての理由および期待される役割

国土交通省出身であり、当社グループの主要事業である鉄道事業やバス事業のほか、航空、物流等に関する豊富な知識や多様な職務経験を有しております。

これらの経験と実績を活かし、当社と利害関係のない常勤の監査等委員である社外取締役として、経営陣の業務執行に緊張感を持たせることができると、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と同氏の間における特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 同氏は2024年6月26日付で、日本生命保険相互会社顧問を退任予定です。



所有する当社株式の数

1,301株

候補者
番号 **3** しば と たか しげ
柴戸 隆成 (1954年3月13日生)

再任

社外

略歴および地位

2003年6月	(株)福岡銀行取締役	2019年4月	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長兼社長
2005年4月	同行常務取締役	2019年4月	(株)福岡銀行 代表取締役会長兼頭取
2007年4月	同行取締役専務執行役員	2020年6月	当社取締役監査等委員 現在に至る
2007年4月	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役	2022年4月	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長 現在に至る
2010年4月	(株)福岡銀行代表取締役副頭取	2022年4月	(株)福岡銀行代表取締役会長 現在に至る
2012年4月	(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役副社長		
2014年6月	同社代表取締役社長		
2014年6月	(株)福岡銀行代表取締役頭取		

重要な兼職の状況

(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長 第一交通産業(株) 社外取締役
(株)福岡銀行 代表取締役会長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役

候補者とした理由および期待される役割

(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長および(株)福岡銀行の代表取締役会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2020年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、その経験や見識を基に監査を行うとともに、取締役会および監査等委員会において有益なご意見をいただいております。

その知見等を活かした有益な監査のほか、経験や見識に基づいた取締役会等における議論の充実が期待できるなど、監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、引き続き、候補者としていたしました。

- (注) 1. 同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 同氏は、当社の特定関係事業者である(株)福岡銀行の業務執行者であり、当社は、同行と資金の借入等の取引を行っています。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、上記責任限定契約を継続する予定です。

候補者
番号4 き た むら
喜多村まどか
円 (1957年5月24日生)

再任

社外

独立

略歴および地位

2006年6月	東陶機器(株)(現TOTO(株)) 執行役員	2014年4月	同社代表取締役 社長執行役員
2011年4月	同社常務執行役員	2020年4月	同社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る
2011年6月	同社取締役 常務執行役員	2020年6月	当社取締役監査等委員 現在に至る
2013年6月	同社取締役 専務執行役員		

所有する当社株式の数

1,000株

重要な兼職の状況

TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長

候補者とした理由および期待される役割

TOTO(株)の代表取締役会長兼取締役会議長を務めるなど、グローバル企業の経営者として豊富な経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2020年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、その経験や見識を基に監査を行うとともに、取締役会および監査等委員会において有益なご意見をいただいております。

その知見等を活かした有益な監査のほか、経験や見識に基づいた取締役会等における議論の充実が期待できるなど、当社と利害関係のない監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、引き続き、候補者といたしました。

- (注) 1. 同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は、TOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その金額は、それぞれの年間連結売上高の1%未満であり、後掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、上記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社株式の数

200株

候補者
番号

5 まつ おか きょう こ
松岡 恭子 (1964年9月14日生)

再任

社外

独立

略歴および地位

1993年12月	(株)マツオカ・ワン・アーキテツツ (現株)スピングラス・アーキテツツ 代表取締役 現在に至る	2016年11月	(株)大央代表取締役社長 現在に至る
2007年4月	東京電機大学未来科学部 建築学科准教授	2020年6月	一般社団法人都心空間交流デザイン 代表理事 現在に至る
2012年10月	NPO法人福岡建築ファウンデーション 理事長 現在に至る	2020年6月	当社取締役
		2022年6月	当社取締役監査等委員 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)大央 代表取締役社長

候補者とした理由および期待される役割

建築家として長年にわたり福岡を中心としてまちづくりに携わってきたほか、(株)大央の代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する経験や見識も有しております。また、2020年6月より当社の監査等委員でない取締役として、2022年6月からは当社の監査等委員である取締役として、その経験や見識を基に有益なご意見をいただいております。取締役会に同氏の専門的な知見や経験等による視点が加わることに加え、まちづくりを行う当社に対し有益な意見をいただくこと等により、取締役会等の議論の充実が期待できるうえ、その知見等を活かした有益な監査が期待できるなど、当社と利害関係のない監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、引き続き、候補者といたしました。

- (注) 1. 同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって4年となります。なお、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
2. 当社と同氏との間における特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は、上記責任限定契約を継続する予定です。

各候補者に係る役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないよう、被保険者による違法行為や犯罪行為等に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックスについて

当社取締役会は、事業特性や経営戦略に照らし備えるべきスキルについて、長期ビジョン「まち夢ビジョン2035」や、中期経営計画における重点戦略に照らし、以下のとおり「取締役会が備えるべきスキル」を特定した上で、スキル・マトリックスとして一覧化しております。

なお、当社は執行役員制度を導入しており、当社グループ全体の各事業分野において必要なスキルについては、担当執行役員を含めた全体で備える体制としております。各担当執行役員は取締役会に出席し、取締役会の意思決定をサポートすることで、取締役会の機能強化を図っております。

以下の取締役会の構成は、本株主総会における第2号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が全て原案どおり承認された場合を前提に作成しております。

氏名	当社における地位等		事業特性や経営戦略に照らし当社取締役会が備えるべきスキル										
			企業経営	人事・労務	財務・会計	IT・デジタル	グローバル	サステナビリティ・地域貢献	内部統制・法務・安全	モビリティ	不動産・まちづくり	ロジスティクス	
倉 富 純 男	代表取締役 会長		●		●	●			●	●		●	
林 田 浩 一	代表取締役 社長執行役員		●			●	●		●	●		●	
戸 田 康 一 郎	代表取締役 副社長執行役員		●	●					●	●	●		
松 藤 悟	取締役 常務執行役員								●	●			
津 野 喜 久 代	取締役	社外 独立	●	●					●	●			
永 竿 哲 哉	取締役 監査等委員		●					●	●	●		●	
河 原 畑 徹	取締役 監査等委員	社外 独立	●						●	●	●	●	●
柴 戸 隆 成	取締役 監査等委員	社外	●		●			●	●	●			
喜 多 村 円	取締役 監査等委員	社外 独立	●		●			●	●	●			
松 岡 恭 子	取締役 監査等委員	社外 独立	●			●	●		●	●		●	

(ご参考) 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者※2
2. 当社グループの主要な取引先である者※3またはその業務執行者
3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
4. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5. 当社の主要株主※4またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
9. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
10. 過去5年間ににおいて上記1～6のいずれかに該当していた者
11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - ①上記1～7に該当する者のうち重要な地位にある者※6
 - ②当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
12. 当社における通算在任期間が8年を超える者

(注) ※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者をいいます。

※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。

※4 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。

※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度末における連結借入金残高の10%以上の金融機関をいいます。

※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応方針のための新株予約権無償割当ての件

当社が、2021年5月20日付取締役会決議及び同年6月29日開催の第181期定時株主総会におけるご承認に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2024年5月10日開催の取締役会において、近時の買収の実務動向や買収への対抗措置に関する裁判例等（以下併せて「実務動向等」といいます。）を踏まえ、旧プランの更新の是非について検討してまいりました。その結果、現在の法制度は、強圧的買収に対して適切に対応していくうえで十分なものではなく、また、同意なき買収に際し株主の皆さまが検討する時間や情報を確保する等の必要性も依然として存すると判断し、本総会における株主の皆さまのご承認（普通決議）を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。なお、本総会において株主の皆さまにご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は2027年6月開催予定の当社第187期定時株主総会の終結の時までとなります。

つきましては、当社定款第5条に基づき、本プランに利用するため、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共

同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、鉄道・バス等により形成される広範な交通ネットワークを事業の基盤としつつ、不動産業、流通業、物流業、レジャー・サービス業等幅広い事業展開を行うことにより、主軸の鉄道・バス事業における利用者数の維持・拡大と事業の多角化による総合的な収益性の向上に努めております。そのためには、鉄道・バス路線の沿線において、商業施設の開発・運営、小売業の展開、戸建住宅・マンションの開発等を行い、沿線の魅力や価値（沿線価値）を高めることが重要です。また、鉄道・バスといった公共性の高い事業においては、利潤追求にも限界があることから、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することが必要です。

このような理由から、当社グループは地域と密接に関連した事業展開を行うことにより、地域社会の信頼を獲得するとともに、西鉄ブランドを確立し、沿線価値の向上、収益性の拡大に努めてまいりました。一方、運輸業や付帯事業の展開で培った西鉄ブランドを基礎に、国際物流事業やホテル事業等、域外への柔軟な事業展開を図ることにより、グループ全体の価値の創造に努めております。このように、当社にとりましては、各々の事業セグメントの密接な結びつきにおいてグループとしての総合力を発揮し、一体的な経営を行うことが極めて重要であります。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆さまが最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収後の当社の経営方針、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値

ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等(注1)(下記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(a)において定義されます。以下同じとします。)の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会による株主の皆さまへの代替案の提案や株主の皆さまによるかかる大量買付に応じるべきか否かの判断のために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.(2)「本プランの目的」を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断に

については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆さまに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注2）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注10）若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注11）を樹立する行為（注12）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同で行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償

割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、（注13）記載の独立委員会規則の概要、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」をご参照ください。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注14）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注15）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠

- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等や買付等に関する意思連絡の有無及びその内容、ならびに買付者等による当社の株券等の過去の取得又は処分に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（地域との共生に対する考え方、運輸事業における運輸政策、安全管理策等を含みます。）
 - ⑦ 当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域住民等の当社に係る利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するように要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長90日（なお、当社グループは、子会社79社、関連会社43社で構成されており、また、その事業内容についても、運輸業、不動産業、流通業、物流業及びレジャー・サービス業等多岐にわたっていること等から、当該期間を独立委員会検討期間として設定させていただいております。）が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとし

す。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討、買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の手続を踏まえ、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、事前又は事後に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合（注16）

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施

すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、原則として（注17）、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます（注18）（注19）。）を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

(g) 取締役会の決議

上記（f）に従い株主意思確認総会が開催される場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、取締役会決議を行うものとします。他方、独立委員会から上記（e）に従って勧告を受けた場合であって、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記（2）「本プランの発動に係る手続」（e）に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相

当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性又は買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記（2）「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予

約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 買付者等、(Ⅱ) 買付者等の共同保有者、(Ⅲ) 買付者等の特別関係者、若しくは(Ⅳ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者(その共同保有者・特別関係者を含みます。)、又は、(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者(注20)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として(注21)、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む

当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとし、ます。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注22）を対価として交付することができます。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとし、ます。

なお、非適格者が有する本新株予約権については、非適格者に金銭を交付することにより取得することは想定しておりません。

④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。

- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更
本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。
但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。
また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。
当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。
- (6) 法令の改正等による修正
本プランで引用する法令の規定は、2024年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。
- (7) その他の事項
本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- (注1) 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
- (注2) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存在するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。
- (注12) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注13) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役又は(ii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、かかる決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との交渉・協議
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑫ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注14) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注15) 買付者等がファンドの場合は、ファンドの管理運営者、出資者その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- (注16) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。
- (注17) 例えば、買付者等が、本プランに定められた手順を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しない等、株主の皆さまが買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- (注18) 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆さまの意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法及び内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注19) 株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。
- (注20) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注21) 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- (注22) 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができること等が定められることがあります。

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名	略歴
河原畑 徹 (1966年8月3日生)	1990年4月 運輸省(現国土交通省) 入省 2004年8月 日本貨物鉄道(株)総合企画本部経営企画部副部長 2011年4月 国土交通省九州運輸局企画観光部長 2012年9月 同省港湾局港湾経済課長 2014年7月 同省航空局交通管制部交通管制企画課長 2016年7月 独立行政法人自動車技術総合機構理事 2018年7月 国土交通省自動車局総務課長 2019年7月 同省航空局交通管制部長 2020年7月 同省中国運輸局長 2021年7月 同省九州運輸局長 2022年12月 日本生命保険相互会社顧問 現在に至る

※河原畑徹氏は、当社の社外取締役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届け出る予定です。同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

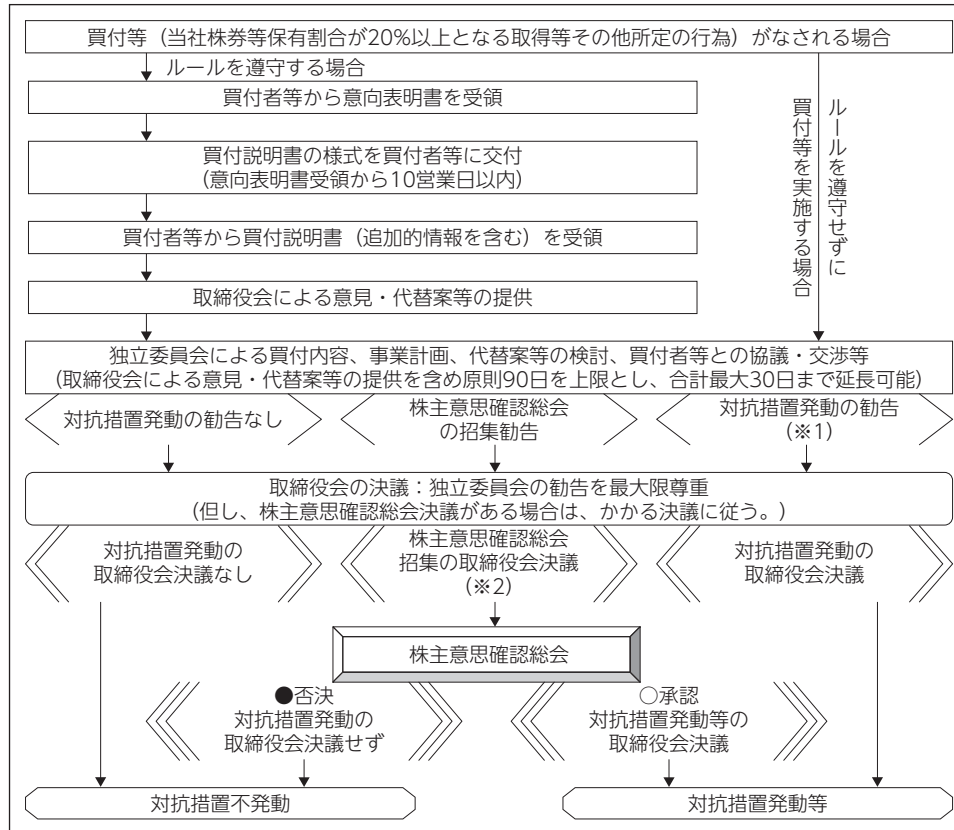
氏名	略歴
喜多村 円 (1957年5月24日生)	2006年6月 東陶機器(株)(現TOTO(株)) 執行役員 2011年4月 同社常務執行役員 2011年6月 同社取締役 常務執行役員 2013年6月 同社取締役 専務執行役員 2014年4月 同社代表取締役 社長執行役員 2020年4月 同社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る 2020年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る (重要な兼職の状況：TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長)

※喜多村円氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は、同氏が代表取締役会長兼取締役会議長を務めるTOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満です。

氏名	略歴
松岡 恭子 (1964年9月14日生)	1993年12月 (株)マツオカ・ワン・アーキテクト (現(株)スピングラス・アーキテクト) 代表取締役 現在に至る 2007年4月 東京電機大学未来科学部建築学科准教授 2012年10月 NPO法人福岡建築ファウンデーション理事長 現在に至る 2016年11月 (株)大央 代表取締役社長 現在に至る 2020年6月 一般社団法人都市空間交流デザイン代表理事 現在に至る 2020年6月 当社取締役 2022年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る (重要な兼職の状況：(株)大央 代表取締役社長)

※松岡恭子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

本プランにおける手続の流れの概要



※1 独立委員会は、対抗措置（新株予約権無償割当て）の発動事由のうち「発動事由その2」の該当可能性が問題となっている場合等には、あらかじめ当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。

※2 取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、原則として、株主意思確認総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。

本参考資料は、本プランについて、株主の皆さまにわかりやすく説明するため、本プランの内容を簡略化した上で図表形式でご説明するものです。したがって、本参考資料の完全性、網羅性、正確性等は保証されていないため、本プランの正確な内容については、本文をご参照いただきますようお願いいたします。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行等によって社会・経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境の改善の下、緩やかな回復基調の中で推移しました。一方で、為替相場の変動や原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇など、先行き不透明な状況が続いています。

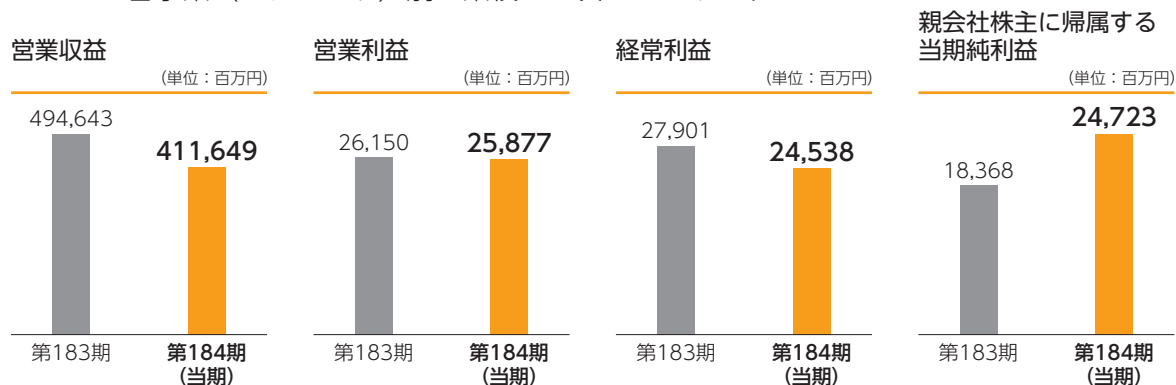
このような情勢のなか、当社グループでは、長期ビジョン「まち夢ビジョン2035」の実現に向けた第1ステップである第16次中期経営計画（2023年度～2025年度）の目標達成に向け、各施策に取り組みました。

この結果、当社グループにおける当連結会計年度の営業収益は、運輸業やレジャー・サービス業で需要が回復したこと等により増収となった一方、物流業における国際物流事業で輸送需要の低迷による輸出入取扱高の減少等により4,116億4千9百万円（前年度比16.8%減）となり、営業利益は258億7千7百万円（前年度比1.0%減）となりました。

経常利益は、持分法による投資損失の増加等により245億3千8百万円（前年度比12.1%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、不動産流動化による信託受益権や西新パレスの売却等による固定資産売却益の計上などにより247億2千3百万円（前年度比34.6%増）となりました。

なお、各事業（セグメント）別の業績は、次のとおりです。





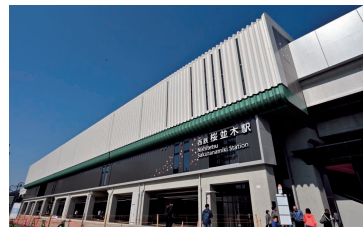
運輸業

●営業収益	777億2千1百万円	(前年度比)	7.8%増	↗
●営業利益	37億6千6百万円	(前年度比)	—	↗

鉄道事業では、雑餉隈～下大井駅間連続立体交差事業を推進し、雑餉隈駅～春日原駅間に新駅「桜並木駅」を開業しました。また、天神大牟田線においてダイヤ改正を実施し、春日原駅を特急停車駅としたほか、平日朝ラッシュ時間帯の混雑率の平準化を図るため、同時時間帯の急行列車の一部を西鉄平尾駅・高宮駅に停車するなど、利用実態やニーズに見合ったダイヤとしました。観光列車「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」においては、ダイヤ改正とあわせて太宰府と柳川・大牟田を巡るコースを設定するなど、運行コースの見直しを行い、観光需要の創出と収益力の強化に努めました。また、より安全・あしんな輸送サービスを提供していくため、西鉄福岡(天神)駅のホームドア整備、西鉄久留米駅、高宮駅周辺の耐震補強工事を進めました。そのほか、天神大牟田線の駅集中管理方式の対象駅を拡大するなど、駅運営体制の見直しを行い、駅業務の省力化を推進しました。

バス事業では、持続可能な公共交通ネットワークを提供するため、当社および西鉄バス北九州(株)、西鉄バス二日市(株)、西鉄バス宗像(株)、北九西鉄タクシー(株)において運賃改定を実施しました。また、本運賃改定に合わせ、75歳以上を対象とした「グランドパス75」、年齢や時間帯、曜日等の制限なく、福岡都市圏の路線バスが全線乗り放題となる定期券「ふくとくパス」等、新商品の発売を開始するなど、収益力の強化に努めました。さらに、深刻化する乗務員不足の解消を図るため、祝金等一時金制度の導入や老朽化した営業所施設の建替え等乗務員の待遇改善を推進しました。そのほか、カーボンニュートラルの実現に向けて、レトロフィット電気バスの製作・導入を進めたほか、次世代バイオディーゼル燃料を使用した路線バスの実証運行を実施しました。

運輸業の営業収益は777億2千1百万円(前年度比7.8%増)、営業利益は37億6千6百万円(前年度は営業利益7千6百万円)となりました。



桜並木駅 開業

75歳以上西鉄路線バス乗り放題定期券
グランドパス75
 販売中!!
 1ヶ月 5,000円 (1日あたり167円) 3ヶ月・6ヶ月・1年券はさらにお得!
 Nishitetsu

グランドパス75



レトロフィット電気バス



不動産業

- 営業収益 859億4千5百万円（前年度比10.0%増 ↗）
- 営業利益 111億5千8百万円（前年度比35.1%増 ↗）

賃貸事業では、福ビル街区建替プロジェクトにおいて、新ビルの名称を「ONE FUKUOKA BLDG. (ワン・フクオカ・ビルディング)」に決定し、オフィス・商業のテナントの誘致や、開業に向けた運営計画の構築等の準備に取り組んだほか、CIC（ケンブリッジ・イノベーション・センター）とともに新たなビジネスやイノベーションの創出を促す「CIC Fukuoka (シーアイシー・フクオカ)」の開設を決定しました。また、天神のまちづくりを推し進めるとともに、雑餉隈～下大利駅間連続立体交差事業に伴う駅周辺開発および店舗開発を進めるなど、沿線の活性化と収益の拡大を図りました。

住宅事業では、「つくばグランヴィラ」、「グランド・サンリヤン甲子園三番町」等、首都圏、関西圏でのマンションの供給・販売に努めました。また、アメリカ、フィリピン等において現地デベロッパーと共同で住宅開発を行うなど、海外における不動産事業の拡大を図りました。

不動産業の営業収益は859億4千5百万円（前年度比10.0%増）、営業利益は111億5千8百万円（前年度比35.1%増）となりました。



ONE FUKUOKA BLDG.



流通業

●営業収益	709億8百万円	(前年度比 2.8%増)	⬆️
●営業利益	9億6千5百万円	(前年度比 -)	⬆️

ストア事業では、西鉄久留米駅構内において「レガネット久留米タミー」、「やりうどん久留米店」等をリニューアルオープンするなど、収益力の強化に努めました。

生活雑貨販売業では、「雑貨館インキューブ イオンモール直方店」(2024年4月26日開業)の出店準備を進めるなど、収益の拡大を図りました。

流通業の営業収益は709億8百万円(前年度比2.8%増)、営業利益は9億6千5百万円(前年度は営業利益8千7百万円)となりました。



レガネット久留米タミー



物流業

●営業収益	1,288億1千8百万円	(前年度比 44.4%減)	⬇️
●営業利益	45億2千8百万円	(前年度比 73.5%減)	⬇️

国際物流事業では、インドネシア、ベトナム、アメリカに新たな拠点を展開するなど海外ネットワークの拡充を進めたほか、半導体産業の集積が進む熊本地区において、阿蘇くまもと空港発着の輸出入貨物の取り扱いを開始するなど、収益の拡大を図りました。また、機動的な入札対応およびプロキュアメント戦略(集中購買による原価低減)を推進するなど、収益力の強化を図りました。さらに、サステナブル経営の基本方針に基づき「NNRグローバル・ロジスティクスサステナビリティレポート」を開示したほか、国際物流事業本部ホームページ上にCO2排出量の算出ツール「NNR CO2 Calculator」を公開するなど、脱炭素化実現につながる取り組みを実施しました。

物流業の営業収益は1,288億1千8百万円(前年度比44.4%減)、営業利益は45億2千8百万円(前年度比73.5%減)となりました。



NNRグローバル・ロジスティクス
サステナビリティレポート



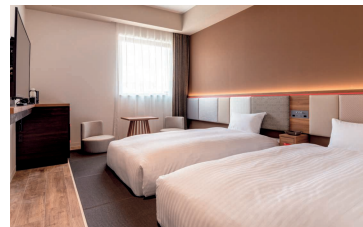
レジャー・サービス業

●営業収益	450億4千7百万円	(前年度比37.7%増)	↗
●営業利益	46億3千2百万円	(前年度比)	↗

ホテル事業では、経営主体を当社から(株)西鉄ホテルズに移行し、経営および事業運営を一体化するなど、構造改革の取り組みを進めました。また、「西鉄ホテル クルーム 博多祇園 櫛田神社前」、「ソラリア西鉄ホテル台北西門」を開業したほか、「西鉄ホテル クルーム バンコク シーロム」の開業準備を進めました。さらに、新たに6店舗に自動チェックイン機を導入し、業務効率化を進めました。

娯楽事業では、水族館「マリンワールド海の中道」において当施設の開業35周年に合わせ、「アイランドステージ」「ペンギンビーチ」の2つの新エリアを開設するなど、収益力の強化に努めました。

レジャー・サービス業の営業収益は450億4千7百万円(前年度比37.7%増)、営業利益は46億3千2百万円(前年度は営業利益8千4百万円)となりました。



西鉄ホテル クルーム
博多祇園 櫛田神社前



マリンワールド海の中道
新エリア「アイランドステージ」



その他

●営業収益	303億9千1百万円	(前年度比1.0%増)	↗
●営業利益	17億8千5百万円	(前年度比60.6%増)	↗

ICカード事業では、インバウンド旅客の増加に伴い、福岡空港や博多港でICカードnimocaの販売強化に努めたほか、建設関連事業では、設計事務所、既存顧客、建設会社等へ新規工事受注に向けて積極的な営業を行うとともに、公共工事への入札にも参加し、「アイランドシティ地区小学校プール棟新築工事」を受注するなど、収益の拡大に努めました。

その他の営業収益は303億9千1百万円(前年度比1.0%増)、営業利益は17億8千5百万円(前年度比60.6%増)となりました。



福岡空港国際線 nimoca販売コーナー

(2) 設備投資等の状況

① 当連結会計年度中に完成または取得した主要設備等

天神大牟田線車両新造（運輸業）

駅務機器代替工事（運輸業）

バス車両新造（乗合43両）（運輸業）

那珂川自動車営業所新築工事（運輸業）

ラクレイス香椎駅前新築工事（不動産業）

西鉄ホテル クルーム 博多祇園 櫛田神社前新築工事（レジャー・サービス業）

② 当連結会計年度末現在継続中の主要設備等の新設、拡充、改修

天神大牟田線春日原～下大利駅間連続立体交差工事（運輸業）

（注）高架部分につきましては、2022年8月28日から供用を開始しています。

天神大牟田線雑餉隈駅付近連続立体交差工事（運輸業）

（注）高架部分につきましては、2022年8月28日から供用を開始しています。

西鉄福岡(天神)駅ホームドア新設工事（運輸業）

ONE FUKUOKA BLDG.新築工事（不動産業）

春日原駅商業施設開発工事（不動産業）

西鉄久留米駅ビルリニューアル工事（不動産業）

桜並木駅・駅北側高架下商業施設開発工事（不動産業）

（仮称）台東区柳橋1丁目計画新築工事（不動産業）

（仮称）江東区亀戸三丁目計画新築工事（不動産業）

にしてつ関東ロジスティクスセンター新設（物流業）

西鉄ホテル クルーム バンコク シーロム新築工事（レジャー・サービス業）

③ 主要な事業施設等の売却、撤去または滅失

不動産流動化による信託受益権の売却（不動産業）

西新パレスの売却（不動産業）

(3) 資金調達の状況

当社において、昨年11月に「第54回無担保社債（グリーンボンド）」100億円を発行しました。

なお、当連結会計年度末の社債、借入金の残高は、3,168億3千8百万円となり、前期末に比べて180億3千6百万円減少しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの長期的な経営環境は、デジタル化の加速、脱炭素社会の進展、生活スタイルの多様化等、これまで以上に変化のスピードが急激で不確実性の高い時代が続くものと考えております。

そのような先行き不透明な時代においてもサステナブルに成長していくため、「にしていつグループまち夢ビジョン2035『濃やかに、共に、創り支える～Grow in harmony with you～』」の実現に向けた第1ステップとして、第16次中期経営計画（2023年度～2025年度）を策定しました。具体的には、5つの重点戦略に基づき、将来に向けた持続可能な公共交通事業の構築、福ビル街区建替プロジェクトの完遂や、ノウハウを活用した固定資産に頼らない事業モデルの基盤構築、新領域事業への挑戦、多様な人財を確保するための待遇の見直し、サステナブルな成長を支える人財力強化等に取り組んでおります。

さらに、2024年3月に第16次中期経営計画の最終年度目標の達成に向け、必要な施策の追加・修正を反映した2024年度計画を策定し、本計画では、第16次中期経営計画に掲げた基本方針・重点戦略のもと、「新たなライフスタイルの需要取り込み」、「人的資本経営の着実な推進」、「資本効率を意識した経営の実践」等の着眼点を加え、「にしていつグループまち夢ビジョン2035」実現に向けた基盤づくりとして、さらなる構造改革と企業価値を高める成長戦略を推進してまいります。なお、各重点戦略における具体的な取り組みは以下のとおりです。

【第16次中期経営計画】

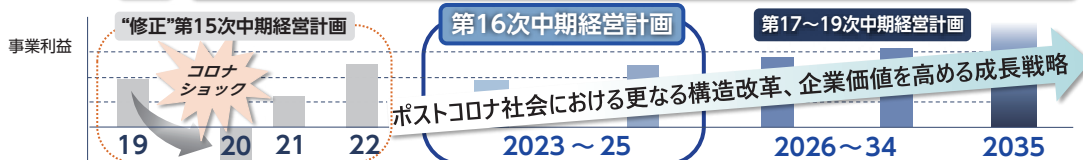
サステナブルな成長への挑戦 ～Challenge for sustainable growth～

基本方針

新長期ビジョン「にしていつグループまち夢ビジョン2035」の実現に向けた基盤づくりとして、ポストコロナ社会における更なる構造改革と、企業価値を高める成長戦略を推進する

重点戦略

- 1 構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築
- 2 持続可能で活力あるまちづくりの推進
- 3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出
- 4 サステナブル経営の強化
- 5 安全あんしんの追求



【2024年度計画】



モビリティサービス

鉄道

バス

タクシー

1 構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築

- 収益改善ならびに運営コストの削減
・運賃改定に向けた検討

2 持続可能で活力あるまちづくりの推進

- お客さまの利用シーンにあわせた濃やかでシームレスな移動サービスの提供
・九州MaaSの構築
2024年度サービス開始に向けた事業者間およびモード間連携の推進
- 国内外の観光・MICE需要の獲得・受入環境の整備
・インバウンド増加への対応（高速・空港関係路線のさらなる増強）
太宰府ライナーバス「旅人」、高速バス福岡～湯布院線の増強
福岡市地下鉄との連携によるデジタル乗車券造成
タッチ決済の導入駅拡大
- 天神大牟田線・貝塚線開業100周年にあわせた施策の実施
・開業100周年を記念したNFT（非代替性トークン）の販売やイベント実施

3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出

- 新技術を活用したサービス・事業への挑戦
・自動運転バス実証実験の推進
- ノウハウ等を活用した新たな収入源の獲得拡大・新たなスキームづくり
・AI活用型オンデマンドバス「のるーと」の外販強化
・nimocaバスシステムの外販継続
・レトロフィット電気バス車両改造の事業化の検討

4 サステナブル経営の強化

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み
 - ・レトロフィット電気バスの導入拡大、エネルギーマネジメントの試験運用
2024年度以降、西鉄グループで34台/年のペースで導入予定
バス事業における電気料金抑制を目的としたマネジメント実証実験の実施

5 安全あんしんの追求

- 安全性確保に向けた取り組み
 - ・「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用したホームドアの整備
西鉄福岡(天神)駅において、2025年度までに設置完了予定
 - ・デジタル技術を活用したメンテナンスの効率化
軌道検測装置の導入検討
車両状態監視システムの実証
 - ・安全マネジメントの取り組み継続
 - ・健康に起因する事故防止強化の研究
 - ・重大事故防止に向けた取り組み
VRを活用した安全教育ツールの導入



「リアルな場」提供サービス

オフィス

SC

住宅

ホテル

レジャー

地域ソリューション

1

構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築

■収益性の改善

- ・ 駅や商業施設のリニューアル
西鉄久留米駅ビルリニューアル（2024年9月完了予定）
チャチャタウン小倉、ソラリアプラザのリニューアル
- ・ 北九州市八幡東区・平野における複合開発の推進
商業施設の開業（2024年6月予定）、住宅分譲開始（2025年6月予定）

2

持続可能で活力あるまちづくりの推進

■福ビル街区建替プロジェクトの完遂

- ・ 竣工に向けた建築工事の推進（2024年12月竣工予定）
環境性能認証（CASBEE ウェルネスオフィス）の取得に向けた取り組み
集客、賑わい創出のためのアート計画の推進
- ・ 天神の価値やビルの魅力を高める運営計画の構築
ICTの活用による付加価値向上
開業プロモーションの企画実施

■天神等福岡都心部における地権者共働の開発プロジェクト等の推進

- ・ (仮称) 天神二丁目南ブロック駅前東西街区プロジェクト
都市計画推進協議会に参画
- ・ (仮称) 天神一丁目15・16番街区プロジェクト
再開発準備組合に参画
- ・ 福岡家庭裁判所跡地における複合開発（2030年開業目標）
基本設計の開始

■沿線開発、地域拠点を中心としたまちづくり

- ・ 連続立体交差事業による周辺開発・店舗開発
桜並木駅店舗の開業準備
春日原駅・白木原駅における工事着工・リーシングの開始
沿線高架下における基本計画の策定

3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出

- 国内の事業エリア・業容の拡大
 - ・福岡県・首都圏外の中核都市（熊本、岐阜、札幌等）における分譲マンション等開発事業の展開
 - ・新規ホテル出店計画の着実な推進
 - ソラリア西鉄ホテル大阪本町（仮称）の開業準備（2026年度冬開業予定）
 - ・賃貸用物流不動産事業の拡大
 - ・区画整理事業への参画を通じた戸建事業の展開
 - ・旅行業における自治体と連携した地域観光開発の推進
 - 国・自治体へのソリューション提案
 - 自治体・観光系外郭団体との連携による大型イベントへの参画
- 海外でのまちづくりに向けた事業の拡充
 - ・海外不動産事業の着実な推進
 - ・新規ホテル出店計画の着実な推進
 - 西鉄ホテル クルーム バンコク シーロムの開業準備（2024年夏開業予定）
- 天神のまちづくりへの持続的関与、まちづくりの加速化
 - ・アセットマネジメント事業への参入（私募ファンドの組成）
 - ・安定した開発利益やプロパティマネジメント・ビルマネジメント受託機会の創出

4 サステナブル経営の強化

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み
 - ・TCFDシナリオ分析に基づくロードマップ策定・実施
 - ・既存施設への再生可能エネルギーの採用検討
 - ・環境に配慮した開発の推進（住宅：ZEHの導入等）



BtoC物販サービス

ストア

生活雑貨

1 構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築

- 収益性の向上・改善
 - ・ストア事業の物流の効率化による配送コスト低減

2 持続可能で活力あるまちづくりの推進

- 新規店舗出店・リニューアルの実施
 - ・交通結節点に位置するにしてつストアの新規出店・リニューアル
 - ・雑貨館インキュブ天神店のリニューアル
 - 体験型店舗、コミュニケーションの場としての店舗づくりを推進
 - (2025年春オープン予定)

3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出

- フード事業（中食・外食）の強化
 - ・既存チェーン店（やりうどん、ぎおん亭）の新規出店・改装
- デジタルを活用した事業拡大
 - ・にしてつストアにおけるプラットフォームとの連携や移動販売による店舗外売上の拡大

4 サステナブル経営の強化

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み
 - ・TCFDシナリオ分析に基づくロードマップ策定・実施



BtoB物流サービス

国際物流

国内物流

1 構造改革の継続と事業基盤の整備・再構築

- 国際物流事業グループにおける全体最適目線での管理・統括組織の設置検討
- DX推進による業務効率化
 - ・顧客ポータルサイトの構築
 - ・貿易情報プラットフォームとの連携

3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出

- フォーワーディング事業の拡大（スケールメリットの獲得）
 - ・物量の拡大を目指した機動的な入札対応の推進
- 九州での事業強化
 - ・半導体産業の集積が進む熊本地区での事業拡大
 - ・食品ビジネスの拡販
- ロジスティクスセンターの拡大
 - ・関東におけるロジスティクス強化に向けた拠点の新設
「関東ロジスティクスセンター」の稼働
- 重点品目の選択と集中
 - ・航空、自動車、半導体、食品、アパレルにおける航空輸出入の取扱重量の拡大
- 海運事業の強化に向けた品目戦略を掲げた販売促進
- 空港の地上支援業務（グランドハンドリング）の拡大
 - ・福岡空港・北九州空港・成田国際空港における受託拡大

4 サステナブル経営の強化

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み
 - ・TCFDシナリオ分析に基づくロードマップ策定・実施
- グリーンロジスティクスへの取り組み
 - ・コンテナラウンドユースへの取り組みの推進
 - ・モーダルシフト[鉄道輸送活用]の推進
 - ・SAF (Sustainable Aviation Fuel) プログラムの利用促進
 - ※SAF：主にバイオマス由来の原料から製造された航空燃料のことであり、CO2排出量を削減可能



新領域事業への挑戦

環境資源

農水産

ウェルネス

3 成長事業の拡充と新たな稼ぐ力の創出

■エネルギー領域における事業拡大

- ・再生可能エネルギー電源開発事業の拡大
沿線自治体との連携
- ・系統用蓄電池事業の事業化
蓄電所2カ所の設置準備（2024年5月末より順次完工予定）
- ・BaaS事業の事業化 ※BaaS (Bus (Battery) as a Service)
EVバスの充放電制御の実証検討

■新たな事業・サービスの創出

- ・農水産領域における事業拡大
- ・他社との協業によるオープンイノベーションの推進
- ・M&A・アライアンスによる事業創出
出資先スタートアップ等への成長支援、事業提携、M&A
(中計3カ年投資総額：50億円)



人財・組織

■事業拡大を見据えた多様な人財の確保

- ・採用競争力の向上および各事業の人財確保に向けた待遇改善実施
鉄道、バス乗務員等の待遇改善（給与/初任給改定・労働時間等）
- ・各事業の特性に応じた職種別人事制度の検討

■サステナブルな成長を支える人財力強化

- ・にしてつグループまち夢ビジョン2035の実現に向けた未来洞察志向の浸透・アップデート
にしてつ未来創造プロジェクト「NIT」の実施
- ・キャリア研修の実施
- ・資格取得支援の拡大

■タレントマネジメントによる組織と個人のパフォーマンス最大化

- ・タレントマネジメントシステムの導入・運用開始

- ・自己啓発支援ツール拡大等の自律的な成長を支援するための仕組みづくり
- ・社内公募/FA制度の検討
- 多様な価値観、ライフステージに寄り添った施策の拡充
 - ・育児休業取得率向上に向けた施策の推進
 - ・健康経営推進計画の実施



財務・資本

- 資本効率を意識した経営の実践
 - ・事業ポートフォリオマネジメントの推進（ROIC等の活用）
 - ・ROEの向上を意識した規律あるBSマネジメント・CFマネジメントの実施
- 海外事業におけるガバナンス強化
 - ・事業を展開する各国の協業先との連携強化
- 投資家・株主への情報開示の充実
 - ・統合報告書の発行
- 株主への利益還元
 - ・鉄道開業100周年記念配当の実施

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第181期 (2020年度)	第182期 (2021年度)	第183期 (2022年度)	第184期 (2023年度)
営 業 収 益	346,121 ^{百万円}	427,159 ^{百万円}	494,643 ^{百万円}	411,649 ^{百万円}
運 輸 業	59,812	63,857	72,069	77,721
不 動 産 業	64,945	74,098	78,122	85,945
流 通 業	76,136	68,736	68,993	70,908
物 流 業	111,409	186,168	231,813	128,818
レジャー・サービス業	19,662	21,203	32,711	45,047
そ の 他	36,464	30,146	30,086	30,391
調 整 額	△22,310	△17,051	△19,155	△27,183
親会社株主に帰属する当期純利益	△12,074 ^{百万円}	9,873 ^{百万円}	18,368 ^{百万円}	24,723 ^{百万円}
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△153.27 ^円	125.31 ^円	233.10 ^円	314.00 ^円
総 資 産	707,804 ^{百万円}	734,500 ^{百万円}	685,795 ^{百万円}	727,002 ^{百万円}
純 資 産	169,946 ^{百万円}	179,084 ^{百万円}	201,881 ^{百万円}	235,839 ^{百万円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第182期において、組織再編に伴う一部連結子会社のセグメントを変更したこと等により、第181期については、当該変更後の区分に基づき表示しております。
3. 第184期において、組織再編に伴う一部連結子会社のセグメントを変更したこと等により、第183期については、当該変更後の区分に基づき表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 子会社

会社名	資本金	出資比率	主な事業
筑豊電気鉄道(株)	100 <small>百万円</small>	100.0 %	運輸業(鉄道事業)
西鉄バス北九州(株)	100	100.0	運輸業(バス事業)
博多バスターミナル(株)	400	68.0	不動産事業(賃貸事業)
(株) スピナ	480	100.0	不動産事業(賃貸事業)
西鉄不動産(株)	312	100.0	不動産事業(その他不動産事業)
(株) 西鉄ストア	100	100.0	流通業(ストア事業)
NNR Global Logistics USA Inc.	1,100 <small>千ドル</small>	100.0	物流業(国際物流事業)
NNR GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.	11,587 <small>千人民元</small>	100.0	物流業(国際物流事業)
西鉄運輸(株)	100 <small>百万円</small>	100.0	物流業(国内物流事業)
(株) 西鉄ホテルズ	30	100.0	レジャー・サービス業(ホテル事業)
西鉄旅行(株)	100	100.0	レジャー・サービス業(旅行事業)
西鉄エム・テック(株)	60	100.0	その他(車両整備関連事業)

(注) 出資比率は間接保有分を含んでいます。

② 関連会社

会社名	資本金	出資比率	主な事業
福岡国際空港(株)	17,850 <small>百万円</small>	— (注)	空港運営等事業

(注) 当社の関連会社である福岡エアポートホールディングス(株)およびNNR・MC空港運営(株)が出資しています(両社による出資比率の単純合計は88.7%です)。

(7) 主要な事業内容および事業施設等 (2024年3月31日現在)

① 運 輸 業

事業内容	主要な事業施設等
鉄道事業	天神大牟田線 営業キロ 95.1km、駅数 63駅、旅客車両数 281両 貝塚線 営業キロ 11.0km、駅数 10駅、旅客車両数 16両 筑豊電気鉄道線 営業キロ 16.0km、駅数 21駅、旅客車両数 22両
バス事業	営業キロ 7,250.0km 営業車両数 2,602両

(注) バス事業における営業キロは、当社および子会社の乗合事業におけるキロ数を合計したものであり、複数の会社が運行している区間について、重複して算出しています。

② 不 動 産 業

事業内容	主要な事業施設等
賃貸事業	ソラリアターミナルビル、ソラリアプラザビル、チャチャタウン小倉、博多バスターミナル、西鉄薬院駅ビル、博多国際展示場&カンファレンスセンター 他
住宅事業	「にしていつ住まいのギャラリー」等 7カ所 シニアマンション「サンカルナ」等 11物件
その他不動産事業	「西鉄の仲介」「西鉄の賃貸」 12カ所

③ 流 通 業

事業内容	主要な事業施設等
ストア事業	スーパーマーケット「にしていつストア」「スピナ」「レガネット」「あんくる夢市場」等 66店舗、酒販店 25店舗、飲食店等 22店舗

④ 物 流 業

事業内容	主要な事業施設等
国際物流事業	国内営業所 58カ所、海外駐在事務所 5カ所 海外現地法人 24社 海外拠点数 122拠点 (29カ国・地域)
国内物流事業	事業所 31カ所

⑤ レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業施設等
ホテル事業	「西鉄グランドホテル」「ソラリア西鉄ホテル」「西鉄ホテルクルーム」「西鉄イン」総店舗数 国内 18店舗、海外 4店舗
旅行事業	事業所 19カ所

⑥ その他

事業内容	主要な事業施設等
車両整備関連事業	事業所 2カ所、一般整備工場 11カ所、バス整備場 29カ所

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
運輸業	6,599名	△130名
不動産業	2,073	121
流通業	2,186	6
物流業	4,166	67
レジャー・サービス業	2,419	197
その他	1,244	△30
合計	18,687	231

(注) 厚生年金加入者数を従業員数としています。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 日本政策投資銀行	44,445 百万円
(株) みずほ銀行	30,710
(株) 福岡銀行	28,845

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 79,360,186 株 (自己株式 264,283株を含む。)
- (3) 株 主 数 21,468 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,502 ^{千株}	8.22 [%]
(株) 福岡銀行	3,881	4.91
日本生命保険相互会社	3,352	4.24
(株) 西日本シティ銀行	3,009	3.80
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	2,297	2.90
明治安田生命保険相互会社	1,889	2.39
(株) みずほ銀行	1,122	1.42
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	1,054	1.33
第一生命保険(株)	1,051	1.33
損害保険ジャパン(株)	952	1.20

(注) 持株比率は、自己株式 (264,283株) を控除して計算しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当する事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
倉 富 純 男	代表取締役	会 長	取締役会議長 一般社団法人九州経済連合会 会長、(株)九電工 社外取締役、鳥越製粉(株) 社外取締役、(株)福岡銀行 社外取締役
林 田 浩 一	代表取締役	社長執行役員	業務全般 監査部担当 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役
戸 田 康一郎	代表取締役	副社長執行役員	社長補佐(業務全般) 人事部担当 (株)福岡中央銀行 社外取締役
松 藤 悟	取 締 役	常務執行役員	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (株)富士ピー・エス 社外取締役
津 野 喜久代	取 締 役		九州電力(株) 執行役員
藤 田 浩 展	取 締 役 (監査等委員)		監査等委員会委員長 (常勤)
最勝寺 潔	取 締 役 (監査等委員)		(常勤)
柴 戸 隆 成	取 締 役 (監査等委員)		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長、 (株)福岡銀行 代表取締役会長、第一交通産業(株) 社外取締役、 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役
喜多村 円	取 締 役 (監査等委員)		TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長
藤 井 一 郎	取 締 役 (監査等委員)		(株)九電工 取締役会長
松 岡 恭 子	取 締 役 (監査等委員)		(株)大央 代表取締役社長

- (注) 1. 2023年6月29日、津野喜久代氏は新たに監査等委員でない取締役に就任しました。
2. 監査等委員でない取締役津野喜久代氏、監査等委員である取締役最勝寺潔氏、柴戸隆成氏、喜多村円氏、藤井一郎氏および松岡恭子氏は社外取締役です。
3. 監査等委員でない取締役津野喜久代氏、監査等委員である取締役最勝寺潔氏、喜多村円氏および松岡恭子氏につきましては、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に定める独立役員として、両取引所に届け出ています。
4. 監査等委員である取締役柴戸隆成氏および喜多村円氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、常務会等の重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査および業務執行状況報告の受領等を行うことにより、監査等委員会の監査・監督機能の充実を図るため、定款において常勤の監査等委

員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき藤田浩展氏および最勝寺潔氏を常勤の監査等委員に選定しています。

6. 当事業年度における社外役員の重要な兼職先との取引は次のとおりです。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 九州電力(株) | 電力料支払等 |
| (2) (株)福岡銀行 | 資金の借入等 |
| (3) TOTO(株) | 貨物取扱料受入等 |
| (4) (株)九電工 | 工事代金支払等 |

7. 2024年3月31日、戸田康一郎氏は(株)福岡中央銀行の社外取締役を退任しました。

8. 当社は執行役員制度を導入しています。

2024年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

社長執行役員	林 田 浩 一	業務全般 監査部担当
副社長執行役員	戸 田 康一郎	社長補佐 (業務全般) 安全あんしん推進部、人事部担当
専務執行役員	清 水 信 彦	まちづくり・交通・観光推進部、北九州グループ統括担当 北九州グループ統括 部長兼まちづくり・交通・観光推進部付福岡空港民間委託担当部長
専務執行役員	大 格 淳	経営企画部、経理部、DX・ICT推進部担当
専務執行役員	永 竿 哲 哉	監査等委員会室付
専務執行役員	田 川 真 司	福岡国際空港(株) 代表取締役社長執行役員
専務執行役員	松 本 義 人	自動車事業本部担当 自動車事業本部長
常務執行役員	佐 藤 仁 俊	建築技術統括部、海外開発事業部担当 建築技術統括部長兼海外開発事業部長
常務執行役員	秋 澤 壮 一	グループ営業企画部、新領域事業開発部、スマートペイメント推進部担当
常務執行役員	松 藤 悟	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長
常務執行役員	宇 高 圭 一	国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長
常務執行役員	重 水 徹	住宅事業本部、首都圏開発事業部担当 住宅事業本部長兼マンション事業部長
執行役員	庄 山 和 利	(株)西鉄エージェンシー 代表取締役社長
執行役員	東 欣 哉	亀の井バス(株) 代表取締役社長
執行役員	吉 田 透	自動車事業本部副本部長兼業務部長兼人材戦略推進室長
執行役員	久保田 等	(株)西鉄ストア 代表取締役社長執行役員
執行役員	安 田 堅太郎	西鉄バス北九州(株) 代表取締役社長
執行役員	森 慎 二	総務部、広報・CS推進部担当
執行役員	野 寄 武 秀	天神開発本部担当 天神開発本部長
執行役員	小 柳 和 彦	西鉄旅行(株) 代表取締役社長
執行役員	石 川 たかね	都市開発事業本部担当 都市開発事業本部長
執行役員	豊 福 辰 也	(株)西鉄ホテルズ 代表取締役社長

執行役員 中山 聡 司 国際物流事業本部副本部長兼海運営業部長
執行役員 高松 健 司 西鉄ビルマネージメント(株) 代表取締役社長
執行役員 塚本 靖彦 鉄道事業本部副本部長兼計画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役津野喜久代氏、柴戸隆成氏、喜多村円氏、藤井一郎氏および松岡恭子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

退任者を含む当社の全ての取締役および執行役員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員および執行役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して保険期間中になされた損害賠償請求により当該被保険者が被る損害（子会社の業務執行に起因するものを除く。）について、法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないよう、被保険者による違法行為や犯罪行為等に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役等の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）について、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

「取締役等の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

1. 目的

当社の取締役および役付執行役員に対する報酬は、以下の内容を基本方針とし、当該方

針に基づいて報酬を支給します。

- ・「にしてつグループの企業理念」の実現を通じた企業価値の安定的かつ持続的な向上に資する内容であること
- ・優秀な人材を登用、確保するために相応しい内容であること
- ・透明性、公正性の高い報酬制度とし、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

2. 水準

報酬水準については、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や他社水準等を考慮のうえ、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定します。

3. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員（以下「対象者」といいます。）の報酬

(1) 報酬構成

以下の割合を目安として構成します。

基本報酬：60%、短期業績連動賞与：13%、中期業績連動賞与：12%、
株式報酬：15%

（※1）業績連動報酬の割合は、基準額（変動率1.00倍）の場合の割合です。

(2) 各報酬の内容

①基本報酬

基本報酬は月例の固定報酬とし、社内規程（以下「支給基準」という。）に基づき、各対象者の役位および職責に応じた支給額を決定します。

②短期業績連動賞与

短期業績連動賞与は、各事業年度における各対象者の業務執行に対する報酬です。中期経営計画で定める目標指標の各事業年度における達成度等に応じて支給額が変動する仕組みであり、持続的な業績向上に向けて適正に動機づけすることを目的とします。

なお、事業部門を担当する対象者については、各担当部門の業績を加味して支給額を決定します。

短期業績連動賞与の額は、支給基準に基づき、事業年度ごとに次の方法により算定し、毎年、一定の時期に支給します。

- ・支給額は、役位および職責に応じた基準額（①基本報酬の額に連動して定まりま

す)に支給率を乗じて算定します。

- ・支給率は、各事業年度における当社グループ業績の評価（以下「全体評価」という。）および各対象者が取締役会より委嘱された部門または関係会社の業績評価（以下「部門評価」という。）ならびに各対象者の職務執行状況の評価に応じて変動します。ただし、取締役会長および代表取締役を兼務する役付執行役員については、原則として全体評価のみに応じて変動します。なお、当社は、安全、安心な「交通サービスの提供」と地域の発展に貢献する「まちづくり」を中核とする事業特性を踏まえながら、持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しております。この考え方のもと、持続的成長のための適正な短期利益の実現に資することを目的としつつ、突発的な業績の変動時にも対応できるよう、変動幅は2.00倍から0.00倍の間とします。
 - ・全体評価は、中期経営計画の目標指標である連結事業利益（※2）、連結ROA（総資産事業利益率）および連結ROE（自己資本当期純利益率）の達成率により評価を決定します。
 - ・部門評価は、各部門の営業収益等の定量的な評価と各施策の実施状況等の定性的な評価を総合的に判断する業績評価制度（※3）に基づき決定します。
- （※2）事業利益は、営業利益＋事業投資に伴う受取配当金・持分法投資損益の数式により算出します。
- （※3）業績評価制度は当社の各部門および関係会社を対象に毎年実施しており、従業員の賞与等の査定にも適用しています。

③中期業績連動賞与

中期業績連動賞与は、3事業年度にわたる各対象者の業務執行に対する報酬です。持続的成長に向け、短期的な目線のみならず、中期的な目線でのインセンティブとして中長期的な企業価値向上に寄与することを目的とします。

中期業績連動賞与の額は、支給基準に基づき、事業年度ごとに次の方法により算定し、毎年、一定の時期に支給します。

- ・支給額は、役位および職責に応じた基準額（①基本報酬の額に連動して定まります）に支給率を乗じて算定します。
- ・支給率の算定には、キャッシュ創出力を示す指標として連結EBITDA（※4）を用い、3事業年度前と比較した上昇率に応じて支給率が変動します。なお、当社においては、その事業特性上、適正な規模の投資を実行しながら、持続的、安定的に連結EBITDAを拡大していくことが望ましいことから、変動幅は1.35倍から

0.75倍の間とします。

(※4) EBITDAは、事業利益+減価償却費+のれん償却費(営業費)の数式により算出します。

④株式報酬

株式報酬は、信託を通じて、各対象者に対して退任時に株式を交付する制度です。

中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づき交付株式数が変動する仕組みであり、株主と利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としています。

株式報酬の交付株式数は、各対象者が退任時に有するポイント(各事業年度に付与されたポイントの累計値)を1ポイント当たり当社普通株式1株の割合で換算します。

各対象者に付与するポイントは、支給基準に基づき、事業年度ごとに次の方法により算定します。

- ・毎年3月末日を基準日として役位および職責に応じたポイント(以下「基準ポイント」といい、①基本報酬の額に連動して定まります)を付与し、基準ポイントが中期経営計画の目標指標の達成度により変動します。ただし、各中期経営計画の目標指標の達成度の判定は計画期間(原則3年間)終了時に行うため、対象期間のうち最終年を除く各年は基準ポイントを付与し、最終年は基準ポイントに加え、各対象期間中の基準ポイントの合計に対する変動分を付与します(変動分がマイナスの場合は、基準ポイントから控除します)。
- ・変動分は、中期経営計画の目標指標である連結事業利益、連結ROAおよび連結ROEの達成率に応じて変動します。なお、中期経営計画の実行を通じた企業価値向上への動機づけとなるよう、変動幅は、0.35倍からマイナス0.25倍の間とします。

4. 監査等委員である取締役および社外取締役の報酬

監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ基本報酬(月例の固定報酬)のみとします。

5. 報酬決定のプロセス

①指名・報酬諮問委員会に関する事項

委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、報酬制度や報酬水準の妥当性、相当性等について定期的に確認するほか、必要に応じ審議することとします。

②個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

報酬決定のプロセスは次のとおりとします。ただし、取締役の報酬については、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内とします。

- ・対象者および社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

指名・報酬諮問委員会の審議の結果を尊重し、取締役会において決定します。

なお、個人別の各報酬の具体的な金額は、支給基準に基づき決定しますが、基本報酬および短期業績連動賞与については、取締役会の決議により社長執行役員へ一部権限を委任することがあります。委任する内容は、いずれも支給基準に基づく、基本報酬の対象者ごとの支給額の決定、短期業績連動賞与における業務および職務執行状況の評価の決定とします。これら委任された権限が適切に行使されることを確保するため、行使結果について、取締役会議長および代表取締役が確認するほか、取締役会が報告を受けることとします。

- ・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の協議により決定します。

② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 監査等委員でない取締役に係る報酬等

1. 金銭報酬（基本報酬、短期業績連動賞与および中期業績連動賞与）

決議年月日		2016年6月29日（第176期定時株主総会）
決議の内容	対象	監査等委員でない取締役
	報酬額	年額4億7千万円以内（うち社外取締役分4千万円以内）
	決議時の員数	9名（うち社外取締役2名）

2. 非金銭報酬（株式報酬）

決議年月日		2021年6月29日（第181期定時株主総会）
決議の内容	対象	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）および役付執行役員
	当社が拠出する金銭	対象期間(※)ごとに5億8千万円以内 (※)第15次中期経営計画期間（第180期から第183期まで）以降の各中期経営計画に連動した期間
	対象者が付与を受けられることができるポイントの総数	1年あたり11万6千ポイント以内 (ただし、各対象期間の最終年度を除く各年において付与されるポイントは5万7千ポイント以内)
	決議時の員数	取締役 4名 取締役を兼務しない役付執行役員 8名

イ. 監査等委員である取締役に係る報酬等

決議年月日		2016年6月29日（第176期定時株主総会）
決議の内容	対象	監査等委員である取締役
	報酬額	年額1億2千万円以内
	決議時の員数	4名

③ 取締役等の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る報酬等については、決定方針に基づき、2023年3月および同年6月開催の取締役会において、社長執行役員林田浩一氏に対し、基本報酬の個人別の支給額の決定を委任する旨を決議しています。

この権限は、代表取締役であるとともに、業務執行最高責任者として業務全般を統括する社長執行役員に委任することが適当であると判断しております。

なお、委任した権限の行使結果について、決定方針に従い取締役会議長および代表取締役が確認するほか、取締役会が報告を受けることとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与		株式交付 信託報酬	
			短期 業績連動	中期 業績連動		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員を除く）	228	136	29	27	35	5
取締役（監査等委員）	106	106	—	—	—	6
合計 （うち社外役員）	334 (78)	243 (78)	29 (—)	27 (—)	35 (—)	11 (6)

- (注) 1. 上記賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。
 2. 上記株式交付信託報酬は、当事業年度に係る、株式交付ポイント（1ポイントは当社株式1株）に対する株式報酬引当金繰入額です。
 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員1名に対し、当社子会社から報酬等0百万円の支払いがありました。

⑤ 当事業年度に支払った報酬等の額

第183期事業年度に係る賞与として、取締役4名（社外取締役を除く。）に対し65百万円を支払いました。なお、この金額には当該事業年度に係る事業報告に記載した賞与50百万円（役員賞与引当金繰入額）が含まれています。

株式交付信託報酬として、取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、第183期事業年度に係る基準ポイントに加え、第15次中期経営計画期間（第180期から第183期まで）に係る変動ポイントを付与しており、これらに対する株式報酬引当金74百万円を計上しております。なお、この金額には、第183期事業年度に係る事業報告に記載した株式報酬引当金繰入額32百万円が含まれています。

- (注) 決定方針に従い、基準ポイントは事業年度ごとに付与され、変動ポイントは、中期経営計画期間終了時に同計画で定める目標指標の達成度に基づき付与されます。いずれも1ポイントは当社株式1株とします。

⑥ 業績連動報酬に係る業績指標に関する実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は次のとおりです。

	2024年3月期 計画 (目標値)	2024年3月期 実績
連結事業利益	129億円	236億円
連結ROA (総資産事業利益率) (注1)	1.9%	3.4%
連結ROE(自己資本当期純利益率)	4.9%	11.7%

(注1) 総資産は鉄道の受託工事前受金相当額を除いて算出しています。

	2021年3月期 実績	2024年3月期 実績
連結EBITDA (注2)	79億円	419億円

(注2) EBITDA = 事業利益 + 減価償却費 + のれん償却費 (営業費)

⑦ 報酬等の内容が決定方針に沿うものであると当社取締役会が判断した理由

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しており、2023年度に係る報酬については、2024年1月開催の指名・報酬諮問委員会において、支給内容および決定のプロセスが決定方針に沿うものであることを確認しております。

当社取締役会は、本委員会における審議の結果を踏まえ、報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員的主要な活動状況

氏名	区分	出席回数		発言状況および期待される役割に関して 行った職務の概要
		取締役会	監査等 委員会	
津野喜久代	取締役	12回/12回	—	コーポレート・ガバナンスならびに人事労務、経営企画に関する経験および知見に基づき、当社の経営全般や人財力強化の取り組みに関して、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行いました。
最勝寺 潔	取締役 (監査等委員)	16回/16回	13回/13回	運輸行政における経験に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、常勤者として、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
柴戸隆成	取締役 (監査等委員)	15回/16回	13回/13回	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、財務および会計に関する専門的知見に基づき、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
喜多村 円	取締役 (監査等委員)	16回/16回	13回/13回	グローバル企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、財務および会計に関する専門的知見に基づき、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
藤井 一郎	取締役 (監査等委員)	16回/16回	13回/13回	企業経営者ならびに人材の確保、育成に関する経験および知見に基づき、当社の経営全般や企業風土改革に関して、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
松岡 恭子	取締役 (監査等委員)	16回/16回	13回/13回	建築家ならびに企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般やまちづくりに関して、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。

(注) 津野喜久代氏は、2023年6月29日開催の第183期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

99百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

118百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、NNR GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。
3. 監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の分析と評価、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、第54回無担保社債（グリーンボンド）に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

ただし、64頁の「業績連動報酬に係る業績指標に関する実績」に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	208,778	流 動 負 債	170,833
現金及び預金	69,624	支払手形及び買掛金	65,018
受取手形、売掛金及び契約資産	49,123	短期借入金	47,161
リース投資資産	22	1年以内償還社債	10,000
販売土地建物	67,085	未払消費税等	4,872
商品及び製品	3,970	未払法人税等	5,955
原材料・その他貯蔵品	2,225	前受金	2,424
仕掛品・未成工事支出金	258	賞与引当金	7,088
その他の流動資産	16,704	役員等賞与引当金	193
貸倒引当金	△237	工事損失引当金	193
		リース債務	2,331
		その他の流動負債	25,593
固 定 資 産	518,224	固 定 負 債	320,329
有形固定資産	416,088	社長期借入金	145,000
建物及び構築物	192,162	繰延税金負債	114,677
機械装置及び車両運搬具	14,565	役員等退職慰労金引当金	3,993
土地	141,769	株式報酬引当金	167
リース資産	6,872	退職給付に係る負債	488
建設仮勘定	56,087	リース債務	16,843
その他の有形固定資産	4,631	資産除去債務	5,172
		預り保証金	2,363
無形固定資産	3,968	その他の固定負債	31,050
無形固定資産	3,640	その他の固定負債	572
のれん	305	負 債 合 計	491,163
リース資産	23		
投資その他の資産	98,167	(純資産の部)	
投資有価証券	68,547	株 主 資 本	201,659
退職給付に係る資産	4,137	資本金	26,157
繰延税金資産	2,162	本剰余金	12,137
リース投資資産	63	利益剰余金	164,941
その他の投資その他の資産	23,560	自己株式	△1,576
貸倒引当金	△304	その他の包括利益累計額	27,373
		その他有価証券評価差額金	14,598
		繰延ヘッジ損益	96
		為替換算調整勘定	9,029
		退職給付に係る調整累計額	3,648
		新株予約権	263
		非支配株主持分	6,542
資 産 合 計	727,002	純 資 産 合 計	235,839
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	727,002

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		411,649
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	355,558	
販売費及び一般管理費	30,213	385,771
営 業 利 益		25,877
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,320	
その他の	2,191	4,512
営 業 外 費 用		
支払利息	2,283	
持分法による投資損失	3,158	
その他の	409	5,851
経 常 利 益		24,538
特 別 利 益		
固定資産売却益	14,124	
受託工事金受入額	9,224	
負担金等受入額	700	
その他の	1,023	25,072
特 別 損 失		
固定資産圧縮損	9,187	
固定資産除却損	768	
減損	200	
その他の	26	10,182
税金等調整前当期純利益		39,428
法人税、住民税及び事業税	8,080	
法人税等調整額	5,766	13,846
当 期 純 利 益		25,581
非支配株主に帰属する当期純利益		858
親会社株主に帰属する当期純利益		24,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金	額
鉄道事業	業	収	益		20,873	
営	業	業	費		19,181	
営	業	業	益			1,691
自動車事業	業	収	益		33,986	
営	業	業	費		34,910	
営	業	業	損	(△)		△924
兼業	業	収	益		110,914	
営	業	業	費		100,211	
営	業	業	益			10,702
全事業	業	業	業	利		11,469
営	業	外	収	益	11,209	
受	取	利	息	及	1,508	12,717
営	業	外	費	用		
支	払	の	利	息	1,843	
支	払	の	利	息	328	2,172
経常	常	の	利	益		22,015
特	別	利	益			
固	定	資	産	売	13,400	
受	託	工	事	金	9,224	
工	事	負	担	金	525	
受	取	の	等	受	1,023	24,173
特	別	損	失			
固	定	資	産	圧	9,027	
固	定	資	産	除	768	
固	定	資	産	の	18	9,813
税引	前	当	期	純		36,374
法	人	税	住	民	3,383	
法	人	税	民	等	4,648	8,032
当	期	純	利	業		28,342
当	期	純	利	業		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第184期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については上記に加えて、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

西日本鉄道株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）藤田 浩 展

監査等委員（常勤）最勝寺 潔

監査等委員 柴戸 隆 成

監査等委員 喜多村 円

監査等委員 藤井 一 郎

監査等委員 松岡 恭 子

(注) 監査等委員最勝寺潔、監査等委員柴戸隆成、監査等委員喜多村円、監査等委員藤井一郎及び監査等委員松岡恭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階彩雲の間



ご案内

- ▶ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙および本招集ご通知をご持参ください。
- ▶ 当日は、専用駐車場の用意はございません。できるだけ当社バス、電車等の公共交通機関をご利用ください。
- ▶ 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しくください。
- ▶ 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- ▶ **総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。**